

令和 8 年

第 7 回能登町議会 9 月定例会議

報告事項

能 登 町

令和 8 年 第 7 回能登町議会 9 月定例会議 報告事項

報 告 番 号	報 告 名	頁
報告第 1 2 号	令和 7 年度決算に基づく能登町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	3 頁

報告第 1 2 号

令和 7 年度決算に基づく能登町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 2 2 条第 1 項の規定により、令和 7 年度決算に基づく能登町の健全化判断比率及び資金不足比率を別紙監査委員の意見を付して次のとおり報告する。

令和 8 年 9 月 3 日提出

石川県鳳珠郡能登町長 吉 田 義 法

1 能登町の健全化判断比率（括弧内は早期健全化基準）

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
－％（１３．３８％）	－％（１８．３８％）	４．０％（２５．０％）	－％（３５０．０％）

注：－％は、赤字比率はない。

2 能登町の資金不足比率（公営企業会計）（括弧内は経営健全化基準）

水道事業会計	下水道事業会計	病院事業会計
－％（２０．０％）	－％（２０．０％）	－％（２０．０％）

注：－％は、資金不足比率はない。

注：経営健全化基準は、公営企業ごとに判断する。

令和7年度 財政健全化審査意見書

1 審査の概要

町長から提出された、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に定める実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として、決算諸表その他の関係諸帳簿との調査照合を行うとともに、担当課からの説明を聴取し、審査を実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されていると認められる。

記

(単位：%)

比率名	令和7年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	13.38	20.00
連結実質赤字比率	—	18.38	30.00
実質公債費比率	4.0	25.0	35.0
将来負担比率	—	350.0	

(注)実質赤字額及び連結実質赤字額が生じていないため、「—」と表示した。

将来負担比率は0%であり「—」と表示した。

(2) 個別意見

① 実質赤字比率について

令和7年度の一般会計の実質収支は黒字であり、法に定める実質赤字比率は生じていない。

② 連結実質赤字比率について

令和7年度の一般会計と特別会計、企業会計を合計した実質収支は黒字であり、法に定める連結実質赤字比率は生じていない。

③ 実質公債費比率について

令和7年度の実質公債費比率は4.0%となっており、早期健全化基準の25.0%と比較すると、これを下回っている。また、昨年度と比較すると0.2ポイント悪化している。

④ 将来負担比率について

令和7年度の将来負担比率は0.0%となっており、早期健全化基準の350.0%と比較すると、これを下回っている。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

令和 8年 8月 3日

能登町監査委員

能登町監査委員

鍛冶武司
田端雄市

令和7年度 資金不足比率審査意見書

1 審査の概要

町長から提出された、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に定める各公営企業会計の資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として、決算諸表その他の関係諸帳簿との調査照合を行うとともに、担当課からの説明を聴取し、審査を実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されていると認められる。

記

(単位：%)

公営企業会計名	比率名	令和7年度	経営健全化基準
能登町水道事業会計	資金不足比率	—	20.0
能登町下水道事業会計	資金不足比率	—	20.0
能登町病院事業会計	資金不足比率	—	20.0

(注)各会計の資金不足比率は、資金不足額が生じていないため、「—」と表示した。

(2) 個別意見

資金不足比率について

いずれの会計においても、資金不足は生じていないため、資金不足比率は算定されない。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

令和 8年 8月 3日

能登町監査委員

能登町監査委員

鍛冶武司
田端雄市